

cellular space DiX ライセンス許諾証書

【重要】

前田建設工業株式会社（以下、「前田建設」といいます。）のソフトウェア製品 cellular space DiX（以下、「本ソフトウェア」といいます。）の使用権（以下、「ライセンス」といいます。）を購入された法人、団体及び個人（以下、「お客様」といいます。）へのご注意。

お客様が、cellular space DiX ライセンス証書（以下、「本契約書」といいます。）に同意される場合のみ、お客様は本ソフトウェアおよび付属の製品マニュアルを使用することができます（評価版を含みます。）。お客様が、本ソフトウェアをインストール、複製または使用した時点で、本契約書に同意したものとみなします。お客様が、本契約書に同意されない場合は、速やかにインストール等の行為を直ちに中止された上で、未使用の本ソフトウェアをご購入店へご返送ください。

1. ライセンス許諾と配布

前田建設は、お客様が本契約書のすべての条項を遵守すること条件として本ソフトウェアの使用（ソフトウェアをインストール・起動・実行・表示することを含みます。）を許諾します。お客様は、本ソフトウェアを1ライセンスについて1台のパーソナルコンピュータにインストールして使用することができます。

2. その他の条件

2-2. 複製について

2-1-1. 複製の制限

お客様は、お客様の入力したデータをバックアップする目的においてのみ本ソフトウェアを複製することができます。ただし、バックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するものであると第三者の保有するものである、とを問わず、いかなるコンピュータ上においても複製元の本ソフトウェアと並行して使用されないことを条件とします。

2-1-2. 複製ができない場合

本ソフトウェアの全部又は一部に複製防止処理が施されている場合は、複製はできないものとします。

2-1-3. 複製の使用条件

本ソフトウェアの使用は、2-1-1. の目的においてのみ許諾し、使用条件として本契約書の規定が適用されるものとする。

2-2. 頒布、貸与、担保設定及び転売等の禁止

お客様は、本ソフトウェアの第三者への頒布、貸与、リース、担保設定等を行うことはできま

せん。また、第三者に対してライセンスの譲渡、転売、付与あるいはその使用を再許諾することはできません。

2-3. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他改変等の禁止

お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変することはできません。

2-4. バージョンアップに関する制限

お客様が本ソフトウェアをアップグレードまたは旧製品からのバージョンアップとして使用される場合、お客様はアップグレード前の本ソフトウェアのライセンスまたは前田建設によってバージョンアップ対象製品として指定されている旧製品のライセンスを正規に取得していることを要します。本ソフトウェアをアップグレードまたは旧製品のバージョンアップにより使用される場合、アップグレード前の本ソフトウェアのライセンスまたは旧製品のライセンスは自動的に消滅します。よって、アップグレードまたは旧製品からのバージョンアップ版をインストール後、旧製品は遅滞なく破棄（アンインストール）することが必須になります。

3. 著作権等

前田建設は、本契約書においてお客様に明示的に許諾されていない権利をすべて留保します。本ソフトウェアは、著作権およびその他の知的財産権に関する法律および条約によって保護されており、前田建設またはその供給者は、本ソフトウェアに含まれる権原、著作権、およびその他の知的財産権を有しています。

4. その他

本契約書により許諾されるのはお客様自身による本ソフトウェアの利用に限られ、第三者への販売その他処分を認めるものではありません。なお、本契約書は、お客様に対し、前田建設の商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではなく、本契約書で明記されていない権利については前田建設に留保されます。

5. 保証の制限

前田建設は、本ソフトウェアご購入後 30 日間に限り、本ソフトウェアが付属の製品マニュアルに従って正常に動作することを保証します。ただし、事故、誤用、または不正使用（本契約書の規定に違反する使用を含みます）から生じた不具合に保証は適用されません。また、お客様に対して本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存在しないこと、およびこのような瑕疵が修正されることのいずれも保証するものではありません。

6. お客様への賠償

本ソフトウェアが正常に動作しない場合または瑕疵がある場合、前田建設の判断に基づき、(a) 本ソフトウェアの代金の返還または (b) 本ソフトウェアの交換のいずれかの方法で対応するもの

とします。

7. 責任の限定

前田建設および本ソフトウェアの供給者は、お客様に対し、本ソフトウェアの使用もしくは使用不能から生じるいかなる損害（事業利益の喪失、事業情報の喪失その他の金銭的損失についての損害を含みますが、これらに限定しません）に関して一切の責任を負いません。これはあらかじめ前田建設および本ソフトウェアの供給者が損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。ただし、前項（6. お客様への賠償）にもとづく賠償の責任のみは認められるものとします。

8. 契約の解除

お客様が本契約書の条項および条件の1つにでも違反した場合、前田建設は本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。本契約が解除になった場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を廃棄し、使用を継続してはなりません。なおこの場合による契約の解除において、前田建設に損害が発生した場合、お客様は前田建設からの損害賠償請求を妨げられません。

9. 準拠法および雑則

本契約は日本国の法律を準拠法とします。なお、本契約書ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所のいずれかのみを管轄裁判所とすることに、お客様も予め合意するものとします。

10. 完全合意、分離可能性

本契約書は、本ソフトウェアに関してのお客様と前田建設との間の完全なる合意であり、本ソフトウェアまたは本契約書が適用されるその他の内容に関するすべての以前の口頭または書面での合意よりも優先して適用されます。また、本契約書の一部の条項が無効となったり、法的な効力を失ったり、あるいは非合法と判断された場合でも、その他の条項は影響を受けることなく完全に有効性が保たれるものとします。